

市第 145 号議案 横浜市港湾施設使用条例の一部改正

1 改正の目的

引き船（タグボート）は、大型の貨物船や客船を安全かつ速やかに着岸又は離岸させる重要な役割を担っていますが、港内に専用の係留施設が不足していることもあり、慣例として、定係場所を持たない引き船 20 隻分については、使用許可の対象とせず岸壁への係留を認めてきた実態がありました。

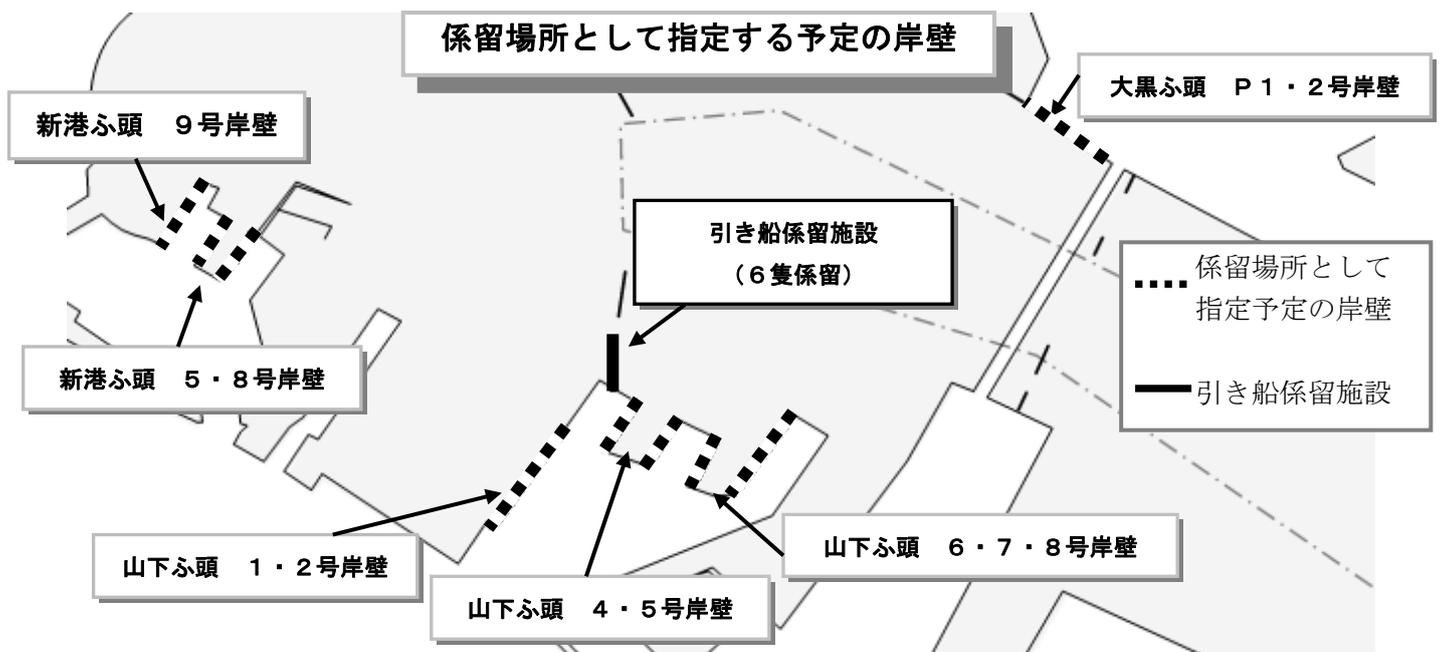
今回、全ての引き船が係留できる岸壁を広域にわたって定め、使用許可を行い使用料を徴収することとします。これに伴い、岸壁使用料等を改定するために、横浜市港湾施設使用条例（以下、「条例」）を一部改正します。

2 改正の概要

（1）係留場所としての岸壁の指定

引き船は、港内を広く運航し、待機等のために離着岸を繰り返すため、係留場所として使用できる岸壁を広域にわたって指定することとし、指定した岸壁のいずれにも係留可能とします。

係留場所の指定は、条例の施行に合わせて告示により行います。



（2）岸壁使用料の改定及び引き船係留施設との相互使用

引き船が係留場所として使用する岸壁使用料の額については、公平性の観点から、定係地である引き船係留施設の使用料と同等の額（1 隻 72,000 円／月）とします。

（これに伴い、山下ふ頭 4・5 号岸壁に係留し、現行の岸壁使用料を徴収していた 8 隻分についても、改正後の岸壁使用料を適用します。）

また、係留場所として指定する岸壁と引き船係留施設は相互に使用可能とし、使用料を重複して徴収しないこととします。

3 施行予定日

平成 24 年 4 月 1 日

4 条例改正による 24 年度港湾使用料への影響

これまで徴収していなかった引き船 20 隻分について、改正後の条例に基づき岸壁使用料を徴収するほか、当初予算で見込んでいた 8 隻分についても改正後の条例で徴収することにより、約 16 百万円の増収となります。